

そもそも義捐金は どのように使われるのか



「支援金」「救援金」 の違い、知っていますか

国内外から被災者・被災地のために善意のお金が集まっているが、それがどのような使われ方をしているのかは見えにくい。何も知らずに大金を寄付しては、せっかくの浄財が水泡に帰すことすらある。

*

寄付は、被災者に直接見舞金として渡される「義捐金」と、被災地で支援にあたる団体の活動資金になる

善意の行き先は
把握しておきたい

「支援金」のふたつに大まかに分けられる。

義捐金は日本赤十字社や中央共同募金会（いわゆる「赤い羽根」）などが窓口となつて集められ、被災した都道府県が設置する義捐金配分委員会に全額渡される。委員会には各団体や報道機関なども参加し、分配対象や金額が検討され、最終的に被災者に届けられる。

一方、支援金は被災地で

活動するボランティア団体や各種NPOを支えるために使われる。もちろん支援金を救援物資購入に充てて被災者に配ることもあるだろうが、それは各団体の判断だ。中央共同募金会も災害ボランティア・NPO活動支援のための支援金を義捐金とは別途募っている。

被災者やボランティア団体ではなく被災した自治体に復興資金として使っても



りたい人は、各自自治体が設けている口座に直接振り込むことになる。なお、日本赤十字や中央共同募金会への義捐金や、最終的に国または地方公共団体に対して直接寄付したお金は、国税庁が指定する「特別寄付金」に該当するため、寄付金控除の対象となる。申告には募金の窓口となっている団体から届く証明書が必要だ。個人の場合は募金額から20000円を引いた額が経費(控除の対象)となり、所得の40%が上限。法人の場合は全額が経費となる。

義捐金、支援金に加えて「救援金」という呼称も存在するからややこしい。

大手新聞社は「救援募金」という名で寄付を呼びかけている。たとえば朝日新聞は募金の目的を「送られた寄付は被災者支援に携わる各種の団体に寄託するとともに、一部は朝日新聞厚生文化事業団の救援事業にも充てます」と説明している。これは団体への寄付なので厳密には「支援金」に該当する。しかし、金額を日本

赤十字社経由で被災地に送るとする「救援募金」もあり、厳密には使い分けられていないようだ。

偽の義捐金募集サイトに誘い込んで金銭やクレジットカード番号をだまし取る

「全壊」と「半壊」の差

芸能界やスポーツ界などによる被災者支援の呼びかけもあり、阪神大震災の2倍以上のペースで善意が寄せられている。しかし、死

者・行方不明者合わせて3万人を超える規模の災害であることを考えると、圧倒的に不足しているといわざるを得ない。

95年の阪神大震災では発生2週間で日本赤十字社に義捐金約164億円が寄せられた。今回の大震災では同じ期間で約466億円である(総額は3月30日現在で約594億円)。

「兵庫県南部地震災害義援金報告書」によると、阪神大震災(死者6484人)では最終的に約1793億円の義捐金が集ま



子供たちへの支援も今後の課題だ

った。91年の雲仙・普賢岳の噴火災害(死者43人)では約230億円、93年の北海道南西沖地震(死者202人)では約300億円、07年の新潟県中越沖地震(死者15人)では88億円だった。

しかし、阪神大震災では被災世帯が多かったため、家が全半壊した46万世帯に均等に配つたとすると、1世帯あたりはたった40万円の配分にしかならなかった。なお、雲仙普賢岳の噴火災害の遺族には600万~900万円、全壊世帯に450万円が配られ、北海道南西沖地震では遺族に800万円、全壊世帯に400万円が配られた。中越地震では1世帯当たり216万円となった。被害規模で比べると大きな「義捐金格差」が生じている。

「今回の大震災では、義捐金の受け入れ額のペースは阪神の時を上回っています。被災地域が広範囲で被災者数も多いので、1人当たりの配分額は阪神大震災を大きく下回る可能性もあります。」(大阪大学大学院教

授・山内直人氏)

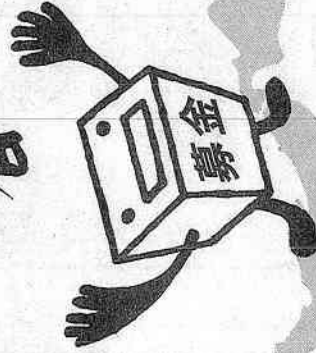
義捐金配分の日程が大幅に遅れることも確実だ。前述のように、集まった義捐金は配分委員会によって配分割合が検討される。しかし、3月31日現在、配分委員会を立ち上げた自治体はない。被害の全容を把握できず死者数が日々増えていくなかで、とてもそこまで手が回らないのが現状だ。被害が明らかな人だけ先行して渡すことは公平性の面でも問題がある。被害が岩手、宮城、福島を中心に広範囲にまたがっていることも事態を複雑にしている。

「当面の生活資金に困る被災者がほとんど。配分委員会を早急に立ち上げて被災者の資金援助に着手しなければなりません。」(山内氏)

阪神大震災の際は1月17日の地震発生から1週間で兵庫県、大阪府、神戸市、津名町(淡路10町代表)の4自治体のほか、日本赤十字社兵庫県支部、報道関係など26団体が構成され、事務局は日本赤十字社兵庫県支部に置かれた。発生から

募金活動にご協力ください。

地震被災者 がらばら



募金は、すべて災害遺児への教育資金やお年寄り、障害者、在日外国人への支援などに活用いたします。

現金の場合

三菱東京UFJ銀行
支店名:本店
普通口座:0492440
名義:日本財団

クレジットカードの場合

日本財団ホームページへ



日本財団
The Nippon Foundation
03-6229-5111

今回の震災では「震災孤児」の問題も懸念されている。あしなが育英会によると、阪神大震災の時は両親とも亡くした子供が68人、

片親を亡くした子供を含めると573人にのぼった。自治体の担当職員が避難所を回って聞き取り調査をしているが、児童生徒の安

震災孤児が阪神の数倍に

2次配分以降は住宅助成の拡充や、福祉的な観点か

半月後には第1次配分として死者・行方不明者1人当たり10万円の見舞金を家族に配布している。しかし、この配分には「一律はおかしい」「もっと困っている人もいる」と苦情が続出した。

ら要援護世帯(高齢者・生活保護者・重度障害者)などにも配りました(兵庫県復興支援課)

2次配分は住宅の損傷状況も考慮された。被災地の市町村が「全壊」「半壊」など住宅の被害の度合いを調べ、持ち主や借り主に「罹災証明書」を発行する。この判定に不服の被災者には「なんでウチが半壊で隣が全壊なんや」と役所に食ってかかる人もいたという。

否確認さえまだ終わっていない状況で調査は難航している。最終的に阪神の数倍の規模になる可能性もある。

今回は阪神よりも規模も大きい、発生時間帯が異なることも孤児激増の懸念材料になっている。

「阪神大震災の発生は早朝で、親子ともに屋内で犠牲になる場合が多かった。今回は午後3時前だったので、高台にある学校にいて子供だけ助かったというケースも多いようです」(被災地の役場職員)

あしなが育英会は今回の震災で親を亡くした孤児に一時金を支給する。未就学児10万円、小中学生20万円、高校生30万円、大学・短大・専門学校・大学院生40万円。

もちろん返還義務のない給付金である。それでも、孤児たちにとっては十分な金額とはいえない。

義捐金だけではなく、公的支援制度も被災者を金銭的に支える。

阪神大震災がきっかけで98年に「被災者生活再建支援法」が制定された。住宅の被害状況に応じて、1軒当たりの支援金の上限は300万円だ。

日常生活資金に困れば、無利子で融資してくれる「緊急小口資金」制度がある。所得に関係なく原則10万円以内で貸してもらえる。また「災害援護資金」という制度があり、世帯主の負傷や住宅の全半壊であれば、一定の所得制限はあるが最

大350万円まで融資を受けられる。

生計維持者が亡くなった場合、自治体に申請すれば最大500万円を給付される「災害弔慰金」制度もある。いずれも本人からの申請が必要のため、被災者の親戚や関係者はアドバイスしてあげたほうがいい。

こういった制度からも明らかなように、義捐金は被災者を支える一助にはなるが、それだけではまったく十分とはいえない。中心となるのはあくまで税金である。その意味で最大の「義捐」は、経済を冷え込ませることなく各々が働き消費をし、納税することだ。被災者の支援に終わりはないと、肝に銘じておきたい。